エスケー化研

証券コード：4628

第 65 期　定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年６月29日（火曜日）午前10時
受付開始：午前９時20分

開催場所

大阪府茨木市中穂積三丁目５番25号
当社本社会議室

決議事項

＜会社提案(第１号議案から第３号議案まで)＞
　第１号議案　資本準備金の額の減少の件
　第２号議案　剰余金の処分の件
　第３号議案　監査役１名選任の件
＜株主提案(第４号議案から第８号議案まで)＞
　第４号議案　定款一部変更の件(1)
　第５号議案　株式分割の件
　第６号議案　定款一部変更の件(2)
　第７号議案　定款一部変更の件(3)
　第８号議案　自己株式の消却の件

目　　次

第65期定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
（添付書類）
事業報告…… 14
連結計算書類…… 27
計算書類…… 37
監査報告…… 45

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

当日のご出席に代えて、可能な限り書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2021年６月28日（月曜日）午後５時到着分まで

エスケー化研株式会社

証券コード　4628
2021年６月８日

株　主　各　位

大阪府茨木市中穂積三丁目５番25号
エスケー化研株式会社
代表取締役社長　藤 井　実 広

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、議決権は、事前に書面により行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時20分）
２．場　　所　大阪府茨木市中穂積三丁目５番25号　当社本社会議室
３．目的事項
報告事項　１．第65期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第65期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

第２号議案　剰余金の処分の件

第３号議案　監査役１名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案　定款一部変更の件(1)

第５号議案　株式分割の件

第６号議案　定款一部変更の件(2)

第７号議案　定款一部変更の件(3)

第８号議案　自己株式の消却の件

株主提案（第４号議案から第８号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（８頁から13頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.sk-kaken.co.jp）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ＞

国内外で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大しております。

当社第65期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた当社の対応について慎重に検討いたしました結果、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1．株主様へのお願い

・感染拡大防止のため、**事前に書面（郵送）により議決権をご行使**いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。

・ご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクのご着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

2．当社の対応について

・株主総会に出席する取締役、監査役及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。

・ご来場の株主様にマスクのご着用やアルコール消毒液のご使用、検温等のご協力をお願いする場合がございます。検温の結果、発熱のある方は、**入場をお断りさせていただく場合**がございますので、予めご了承ください。

・会場内では、間隔を空けてご着席をお願いします。そのため、ご用意できる席数が例年より減少いたしますので、入場制限を行わせていただくことがございます。

・株主総会の議事は、**例年より時間を短縮して行う予定**です。**株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合**がございます。

以上、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（https://www.sk-kaken.co.jp）にてお知らせいたします。

＜議決権行使についてのご案内＞

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（１名の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第４号議案～第８号議案は１名の株主様からのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は**８頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご案内します。

会社提案・当社取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

会社提案議案	第１号	第２号	第３号
原案に対する賛否	㊗	㊗	㊗
	否	否	否

株主提案議案	第４号	第５号	第６号	第７号	第８号
原案に対する賛否	賛	賛	賛	賛	賛
	㊐	㊐	㊐	㊐	㊐

会社提案・当社取締役会の意見に
反対される場合

会社提案議案	第１号	第２号	第３号
原案に対する賛否	賛	賛	賛
	㊐	㊐	㊐

株主提案議案	第４号	第５号	第６号	第７号	第８号
原案に対する賛否	㊗	㊗	㊗	㊗	㊗
	否	否	否	否	否

ご注意事項

各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

１．準備金の額の減少の理由

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

２．準備金の額の減少の内容

⑴　減少する資本準備金の額

資本準備金3,137,178,458円のうち2,926,678,458円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を210,500,000円といたします。

⑵　資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2021年８月６日

第２号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して内部留保の充実にも留意し、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式　１株につき金400円（普通配当100円、特別配当300円）
　　総額　1,078,532,000円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月30日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　増加する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　7,000,000,000円

⑵　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　7,000,000,000円

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　濱名正二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
濱名正二（はまな しょうじ） （1954年３月９日生）	1977年４月　株式会社大和銀行（現　株式会社りそな銀行）入行 1999年３月　同行くずは支店支店長 2004年４月　マツ六株式会社執行役員財務担当 2017年６月　当社社外監査役（現任）	－　株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．濱名正二氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．濱名正二氏は、金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験を有することにより、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

４．濱名正二氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

＜株主提案（第４号議案から第８号議案まで）＞

第４号議案から第８号議案までは、１名の株主様からのご提案によるものであります。

なお、第４号議案及び第７号議案については、提案株主から提出された株主提案書面の議案の要領及び提案の理由の要約を、それ以外は、提案を受けた議案の要領及び提案の理由を原文のまま掲載しております。

第４号議案　定款一部変更の件（1）

①議案の要領

定款「第３章　株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々１条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）
第12条
当会社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

②提案の理由

当社株式の最低売買金額は、3,865,000円（2021年４月８日終値から計算）と極めて高いため、株式市場における株式の流動性が極めて低く、投資家の当社への投資意欲を失わせ、当社のバリュエーションを低下させる要因となっている。

この点、全国証券取引所協議会及び東京証券取引所は、上場株式の最低購入金額が５万円以上50万円未満となるよう要請しており、東京証券取引所の93.3％の上場会社の投資単位が50万円未満となっている（2020年９月末時点）。当社株式の流動性を向上させ、バリュエーションを高めるためには、普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行うことが効果的であり、これにより、当社株式の最低売買金額を引き下げ、より多くの投資家が当社株式を購入することが可能となる。

そこで、株主総会において株式分割に関する事項を決議できるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、2018年10月1日に売買単位を1,000株から100株に変更、株式併合を行い、変更前に比べ投資単位を約半分程度まで引き下げております。

変更後２年が経過いたしましたが、提案内容の株式分割による投資単位の引き下げにより、当社の株主構成がどのように変化し、当社にどのような影響を与えるかについて慎重に見極めつつ、株式市場における今後の当社株式の動向、金融経済の変化や、投資単位に関する市場の趨勢などを総合的に判断していくことが重要であると考えております。

株式分割を含む資本政策については、株主総会ではなく、業務執行に関することであり、定款に規定することになじまないため、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

第５号議案　株式分割の件

①議案の要領

第４号議案及び第６号議案が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア　分割割合　　１株につき10株の割合とする

イ　分割の基準日　　本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、３週間後の日

ウ　分割の効力発生日　本定時株主総会の日の翌営業日から起算して、４週間後の日

②提案の理由

第４号議案に記載する理由から、株式分割を提案するものです。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第４号議案に対する取締役会の意見において記載した株式分割につきましては、当社取締役会にて検討した結果、現時点での株式分割は不要と判断いたしました。

第６号議案　定款一部変更の件（2）

①議案の要領

　第４号議案及び第５号議案が承認可決され、第５号議案における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第５条を以下のとおり変更する。

（発行可能株式総数）
第５条
当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

②提案の理由

　第４号議案に記載の株式分割に伴い、現行定款第５条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

　第４号議案及び第５号議案の当社取締役会の意見のとおり、現時点での株式分割は不要と判断しております。そのため、定款の変更も不要と考えます。

第７号議案　定款一部変更の件(3)

①議案の要領

定款「第３章　株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々１条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当会社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

②提案の理由

当社は、2020年12月31日時点で発行済株式の約14.0％に相当する438,400株の自己株式を保有している。

東京証券取引所に上場する全企業のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか208社であり、当該割合の全社平均値はわずか約3.8％である。当社がこれほど多くの自己株式を保有し続ける正当な理由は存在せず、他方、当社株主はこの自己株式が再び市場に出回った場合に株式価値の希薄化というリスクを負う。

当該リスクを排除し、投資家に当社株式の真の価値を把握してもらうためには、自己株式の約90％に当たる394,560株の自己株式を消却することが効果的であり、この自己株式の消却は、当社の企業価値を高めることに貢献するが、これによる悪影響は生じない。

そこで、株主総会において自己株式の消却に関する事項を決議できるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

自己株式の保有・消却につきましては、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来的な大型の設備投資資金の調達やM＆Ａ等、機動的な資本政策も含め検討していく方針であります。

従いまして、自己株式の消却を含む資本政策については、株主総会ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

第８号議案　自己株式の消却の件

①議案の要領

　第７号議案が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,560株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

②提案の理由

　第７号議案に記載の理由から、自己株式の消却を提案するものです。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

　第７号議案に対する取締役会の意見において記載した自己株式の保有・消却につきましては、当社取締役会にて検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断いたしました。

　なお、自己株式を取得した場合、その時点で会計上は自己株式が株主資本から控除されるとともに、１株当たり利益（EPS）を計算するための分母となる株式数からも控除されるため、その後の自己株式の消却の有無が自己資本利益率（ROE）や１株当たり利益（EPS）等に影響を与えることはありません。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が大きく制限され、企業収益、個人消費が停滞し、景気は大きく後退しました。段階的な経済活動の再開や、各種施策の効果により、景気の持ち直しの動きも見られましたが、変異ウイルスの広がりもあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建築塗料業界におきましては、都市部や首都圏を中心とした大規模再開発案件の需要は一定の水準で継続しましたが、一方で戸建や集合住宅など民間の改装需要については、消費マインドの低下などにより需要の停滞が見られました。

このような状況下、当社グループは、原価の低減と経費削減を努めるとともに、引き続き、新築市場だけではなく膨大なストックを有するリニューアル市場において、当社の技術革新による製品、超耐久・超低汚染塗料、都市グリーン化推進や地球温暖化現象に対応した省エネタイプの遮熱塗料、新型省力化建材、オリジナルの高意匠性塗材や耐火被覆材・断熱材等の拡販に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、851億74百万円（前期比11.3%減）となりました。利益面におきましては、経費削減等を行いましたが、営業利益は、99億42百万円（同11.5%減）、経常利益は、為替変動の影響等により、109億85百万円（同0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、70億46百万円（同6.6%減）となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　　分	第　64　期 (2020年３月期)		第　65　期 (当連結会計年度) (2021年３月期)		前連結会計年度比	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
建築仕上塗材事業	86,021	% 89.6	76,003	% 89.2	△10,017	% △11.6
耐火断熱材事業	8,150	8.5	7,493	8.8	△657	△8.1
その他の事業	1,855	1.9	1,676	2.0	△179	△9.6
合　　計	96,028	100.0	85,174	100.0	△10,854	△11.3

⑵ **設備投資及び資金調達の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は７億58百万円であります。

その主なものは、建築仕上塗材事業における生産設備の増強並びに維持補修によるものであります。

所要資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

⑶ **財産及び損益の状況の推移**

区　分	第 62 期 2018年３月期	第 63 期 2019年３月期	第 64 期 2020年３月期	第 65 期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売　　上　　高（百万円）	91,332	95,069	96,028	85,174
経　常　利　益（百万円）	11,329	11,650	10,964	10,985
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	7,920	7,781	7,544	7,046
１株当たり当期純利益(円)	2,936.94	2,885.93	2,798.10	2,613.38
総　　資　　産（百万円）	124,783	132,817	139,083	144,628
純　　資　　産（百万円）	103,727	109,945	116,319	122,220
１株当たり純資産額(円)	38,468.78	40,774.80	43,139.84	45,328.61

（注）１．１株当たり当期純利益は、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により、１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。

２．当社は、2018年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。第62期（2018年３月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第63期（2019年３月期）の期首から適用しており、第62期（2018年３月期）の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

⑷ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SKK(S)PTE.LTD.	6,000千S$	100.0%	建築仕上塗材事業 ・その他の事業
SK KAKEN(M)SDN.BHD.	1,000千M$	100.0	建築仕上塗材事業 ・その他の事業
SKK CHEMICAL(M)SDN.BHD.	28,000千M$	100.0	建築仕上塗材事業 ・その他の事業
SK COATINGS SDN.BHD.	150千M$	100.0	建築仕上塗材事業
SKK(H'K)CO.,LTD.	22,130千HK$	100.0	建築仕上塗材事業
SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.	10,000千US$	100.0	建築仕上塗材事業 ・耐火断熱材事業
SK KAKEN(THAILAND)CO.,LTD.	27,000千BAHT	100.0	建築仕上塗材事業
H.K.SHIKOKU CO.,LTD.	90,225千HK$	100.0	建築仕上塗材事業
SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.	250,000千BAHT	100.0	建築仕上塗材事業
PT SKK KAKEN INDONESIA	12,000千US$	100.0	建築仕上塗材事業
PT SKK KAKEN KONSTRUKSI	22,000,000千IDR	100.0	建築仕上塗材事業
PT SKK KAKEN DISTRIBUSI	11,000,000千IDR	100.0	建築仕上塗材事業

（注）当社の議決権比率には間接所有割合を含んでおります。

⑸ **対処すべき課題**

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進むことへの期待感がある一方、変異ウイルスによる感染拡大の懸念があり、収束時期は未だ不透明で、経済活動への影響が長期化することが予想されます。

こうした経済情勢の中、建築塗料業界におきましては、都市部や首都圏を中心とした再開発の需要が見込まれますが、一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規案件の延期や中止、案件の減少による受注競争の激化が予想され、更に個人所得の減少や消費の手控えから厳しい状況が継続するものと思われます。

このような状況の下、当社はプレミアムシリーズなどの高級製品による需要の底上げ、耐火断熱や高耐候性・高意匠性の製品などを提案して既存取引先の深耕と新規開拓を推進して、常に、「無から有」をモットーに、「省力化」「快適」「健康」「安全」「安心」「環境性向上」「資産価値の向上」をキーワードとして、需要開発に努めるとともに、経営理念や社是・社訓に基づいた事業活動を進めております。そして、コーポレートガバナンス体制を重視した社内組織体制の一層の充実を図り、より一段と国内外の新市場の開発に尽力し、持続可能な新技術革新、新製品の開発を通じて会社業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

⑹ **主要な事業内容**（2021年３月31日現在）

建築仕上塗材事業……有機無機水系塗材、合成樹脂塗料、無機質系塗材、無機質建材の製造販売及び特殊仕上工事の請負
耐火断熱材事業……断熱材、耐火被覆材、耐火塗料の製造販売及び耐火断熱工事の請負
その他の事業……各種化成品、洗浄剤等の製造販売

⑺ **主要な営業所及び工場**（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	大阪府茨木市
支　　社	東京（東京都新宿区）
支　　店	大阪（大阪府茨木市）、東京（東京都新宿区）、福岡（福岡市東区）、名古屋（名古屋市西区）、札幌（札幌市東区）、仙台（仙台市宮城野区）、千葉（千葉市稲毛区）、埼玉（さいたま市見沼区）、横浜（横浜市戸塚区）、広島（広島市佐伯区）、神戸（神戸市兵庫区）、京都（京都市伏見区）、高松（香川県高松市）
工　　場	大阪（大阪府茨木市）、神奈川（神奈川県座間市）、九州（福岡県嘉穂郡桂川町）、大利根（茨城県常総市）、名古屋（愛知県半田市）、兵庫（兵庫県加東市）、埼玉（埼玉県加須市）
研　究　所	第一技術研究所（大阪府茨木市）、第二技術研究所（大阪府茨木市）
研修センター	ＳＫＫグローバルセンター（大阪府茨木市）

② 子会社

SKK(S)PTE.LTD.	シンガポール
SK KAKEN(M)SDN.BHD.	マレーシア
SKK CHEMICAL(M)SDN.BHD.	マレーシア
SK COATINGS SDN.BHD.	マレーシア
SKK(H'K)CO.,LTD.	香港
SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.	中国　上海
SK KAKEN(THAILAND)CO.,LTD.	タイ
H.K.SHIKOKU CO.,LTD.	香港
SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.	タイ
PT SKK KAKEN INDONESIA	インドネシア
PT SKK KAKEN KONSTRUKSI	インドネシア
PT SKK KAKEN DISTRIBUSI	インドネシア

(8) **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,181名	18名増

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,535名	37名増	40.6歳	12.6年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(9) **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,000百万円
株式会社関西みらい銀行	1,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000

2．会社の現況

⑴ **株式の状況**（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　9,600,000株
② 発行済株式の総数　3,134,777株
③ 株主数　360名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
四国興産有限会社	830	30.7
ノーザントラストカンパニー エイブイエフシー リフィデリティファンズ	136	5.0
ジェーピーモルガンチェースバンク３８５６３２	118	4.3
株式会社日本カストディ銀行	111	4.1
藤井實	93	3.4
藤井実広	93	3.4
藤井訓広	93	3.4
ＭＳＣＯカスタマーセキュリティーズ	93	3.4
ジェーピーモルガンチェースバンク３８００５５	89	3.3
日本生命保険相互会社	82	3.0

（注）１．当社は、自己株式を438,447株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤井　實	SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.代表取締役 H.K.SHIKOKU CO.,LTD.取締役 PT SKK KAKEN INDONESIA 取締役
代表取締役社長	藤井　実広	SKK(S)PTE.LTD.代表取締役 SKK(H'K)CO.,LTD.代表取締役 SK KAKEN(M)SDN.BHD.代表取締役 SKK CHEMICAL(M)SDN.BHD.代表取締役 SK COATINGS SDN.BHD.代表取締役 H.K.SHIKOKU CO.,LTD.代表取締役 SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.取締役
専務取締役	坂本雅英	技術・生産担当 SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.取締役 SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.監査役
取締役	藤井訓広	営業統括管理部長兼総務・人事部長
取締役	福岡　透	東京支社長
取締役	伊藤義之	購買部長
取締役	長澤啓三	
取締役	竹内正博	経理部長
取締役	片岡秀人	事業本部長
常勤監査役	本竜坦道	
監査役	古越浩二	
監査役	濱名正二	

（注）１．取締役長澤啓三氏は、社外取締役であります。
２．監査役本竜坦道氏、監査役古越浩二氏及び監査役濱名正二氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役長澤啓三氏、監査役本竜坦道氏、監査役古越浩二氏及び監査役濱名正二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績連動報酬と退職慰労金を含む基本報酬とで構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ｂ．基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬と退職慰労金とする。固定報酬は、役位、職責、在任年数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、役職別基本給に役職別在任年数及び係数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定する。

ｃ．業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、中長期的な企業価値の向上及び当社グループの業績向上への取締役の意識を高めるために、会社業績及び個人目標の達成度等を指標として総合的に勘案して決定した額を賞与として毎年一定の時期に配分する。

ｄ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議により代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で決定することとする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	189 （5）	118 （4）	70 （0）	－ （－）	9 （1）
監　査　役 （うち社外監査役）	8 （8）	6 （6）	1 （1）	－ （－）	3 （3）
合　　計 （うち社外役員）	197 （13）	125 （10）	71 （2）	－ （－）	12 （4）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の金銭報酬の額は、1991年３月15日開催の臨時株主総会において年額270百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。
３．監査役の金銭報酬の額は、1991年３月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名であります。
４．業績連動報酬にかかる会社業績の目標及び実績は、売上高の目標850億円、実績851億74百万円、営業利益率の目標10.2%、実績11.7%等であります。当該指標を選択した理由は、業績向上への取締役の意識を高めるために適していると判断しているからであります。業績連動報酬は、会社業績及び個人目標の達成度等を指標として総合的に勘案して決定しております。
５．上記の基本報酬には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
・取締役９名　24百万円（うち社外取締役１名　０百万円）
・監査役３名　０百万円（うち社外監査役３名　０百万円）
６．取締役会は、代表取締役社長の藤井実広氏に、取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。代表取締役社長の藤井実広氏は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で決定しております。委任した理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　長澤　啓三	当事業年度に開催された取締役会７回全てに出席いたしました。取締役会において、行政分野での幅広い見識と長年の豊富な経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から適宜発言を行っております。
監査役　本竜　坦道	当事業年度に開催された取締役会７回全て、監査役会５回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融分野での専門家及び監査役としての高度な見識と長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監査役　古越　浩二	当事業年度に開催された取締役会７回全て、監査役会５回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、取締役として経営に携わった経験及び金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験から、適宜発言を行っております。
監査役　濱名　正二	当事業年度に開催された取締役会７回全て、監査役会５回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験から、適宜発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の子会社14社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

当社は取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況及び必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係るマニュアルを整備し、当社グループ（当社及び当社の子会社。以下、同じ）の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

当社グループの役職員は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会及び監査役に報告するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの損失の危険の管理については、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。

ロ．組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

⑤　当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき当社への事前協議・報告によるグループ各社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

ロ．グループ各社は当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には遅滞なく当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。

　なお、前記報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

　現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要な場合には監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとする。また、当該スタッフは専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、取締役会に出席し取締役からその職務執行について報告を受けるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

ロ．監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することにより、監査の実効性を確保できるものとする。

ハ．当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うものとする。

ニ．当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は、当該費用が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。

⑧　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。

ロ．代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**127,604**	**流動負債**	**18,927**
現金及び預金	103,383	支払手形及び買掛金	5,747
受取手形及び売掛金	16,299	短期借入金	3,000
電子記録債権	1,323	未払金	5,259
商品及び製品	1,728	未払法人税等	1,820
仕掛品	932	賞与引当金	1,388
未成工事支出金	224	役員賞与引当金	71
原材料及び貯蔵品	3,271	製品保証引当金	97
その他	475	その他	1,540
貸倒引当金	△34	**固定負債**	**3,479**
固定資産	**17,023**	預り保証金	1,578
有形固定資産	**12,935**	繰延税金負債	66
建物及び構築物	3,810	役員退職慰労引当金	1,207
機械装置及び運搬具	211	退職給付に係る負債	148
土地	8,245	その他	479
建設仮勘定	19	**負債合計**	**22,407**
その他	649	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**718**	**株主資本**	**122,267**
投資その他の資産	**3,370**	**資本金**	**2,662**
投資有価証券	12	**資本剰余金**	**3,137**
繰延税金資産	67	**利益剰余金**	**125,985**
退職給付に係る資産	1,104	**自己株式**	**△9,517**
その他	2,322	**その他の包括利益累計額**	**△47**
貸倒引当金	△136	**その他有価証券評価差額金**	**0**
		為替換算調整勘定	**△44**
		退職給付に係る調整累計額	**△3**
		純資産合計	**122,220**
資産合計	**144,628**	**負債純資産合計**	**144,628**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**85,174**
売上原価		**59,131**
売上総利益		**26,042**
販売費及び一般管理費		**16,099**
営業利益		**9,942**
営業外収益		
受取利息	301	
受取配当金	0	
為替差益	598	
その他	177	1,077
営業外費用		
支払利息	25	
その他	9	35
経常利益		**10,985**
税金等調整前当期純利益		**10,985**
法人税、住民税及び事業税	3,274	
法人税等調整額	664	3,939
当期純利益		**7,046**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,046**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,662	3,137	119,883	△9,517	116,165	△1	179	△24	154	116,319
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△943		△943					△943
親会社株主に帰属する当期純利益			7,046		7,046					7,046
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						2	△223	20	△201	△201
当連結会計年度変動額合計	－	－	6,102	－	6,102	2	△223	20	△201	5,901
当連結会計年度末残高	2,662	3,137	125,985	△9,517	122,267	0	△44	△3	△47	122,220

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数……17社

・主要な連結子会社の名称……ＳＫＫ（Ｓ）ＰＴＥ.ＬＴＤ.、ＳＫ　ＫＡＫＥＮ（Ｍ）ＳＤＮ.ＢＨＤ.、SKK CHEMICAL(M)SDN.BHD.、SK COATINGS SDN.BHD.、SKK(H'K)CO.,LTD.、SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.、SK KAKEN(THAILAND)CO.,LTD.、H.K.SHIKOKU CO.,LTD.、SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.、PT SKK KAKEN INDONESIA、PT SKK KAKEN KONSTRUKSI、PT SKK KAKEN DISTRIBUSI

・非連結子会社の名称……　該当事項はありません。

⑵　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外連結子会社の事業年度の末日は12月31日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては各社の事業年度の末日の計算書類を使用し、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの……連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

・時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・未成工事支出金……個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　31～38年
機械装置及び運搬具　８～９年

ロ．無形固定資産……定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

ハ．役員賞与引当金……当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ニ．製品保証引当金……製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき当連結会計年度の必要見込額を計上しております。

ホ．役員退職慰労引当金……当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末必要額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法…当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

⑤　収益及び費用の計上方法

当社は、工期３ヶ月超の工事に係る収益の計上について、当連結会計年度末における進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは施工面積等を基準とした技術進捗率）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

２．表示方法の変更に関する注記

⑴　連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は1,083百万円、「預り保証金」は1,426百万円であります。

⑵　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

⑴　繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　繰延税金資産　1,055百万円（相殺前）

②その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵　固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額　　－

②その他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額等に基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー等について一定の仮定を設定しており、この仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　13,045百万円

⑵　保証債務

当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、３億30百万円の債務保証を行っております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,134千株	－千株	－千株	3,134千株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	438千株	－千株	－千株	438千株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

2020年６月26日開催の第64期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　943百万円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　350円
・基準日　　2020年３月31日
・効力発生日　　2020年６月29日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年６月29日開催予定の第65期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　1,078百万円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　400円
・基準日　　2021年３月31日
・効力発生日　　2021年６月30日

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては主として流動性が高い短期金融資産にて行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建債権債務に関する為替予約取引であり、将来の著しい為替の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約取引を行い、リスクを回避しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、経常的な運転資金の調達を目的としたものであります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、事業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに与信残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社につきましては、当社国際事業本部にて同様の管理を行っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して必要に応じて為替予約取引を利用してヘッジしております。

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社グループの借入金は経常的な運転資金の調達で短期間で決済されるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、事業計画等に基づき、経理部にて資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。連結子会社につきましても同様の管理を行っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	103,383	103,383	－
受取手形及び売掛金	16,299	16,299	－
電子記録債権	1,323	1,323	－
投資有価証券	9	9	－
資産計	121,016	121,016	－
支払手形及び買掛金	5,747	5,747	－
短期借入金	3,000	3,000	－
未払金	5,259	5,259	－
未払法人税等	1,820	1,820	－
負債計	15,828	15,828	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2
預り保証金	1,578

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

預り保証金については、返還時期の見積りが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額　　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	103,383	－	－	－
受取手形及び売掛金	16,299	－	－	－
電子記録債権	1,323	－	－	－
合計	121,006	－	－	－

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　　45,328.61円

⑵　1株当たり当期純利益　　2,613.38円

8．資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度に属する金額を費用計上しております。

9．その他の注記

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。そのため、当社は、外部の情報等を踏まえて、今後1年程度にわたり当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

同感染症が収束せず、当該影響が長期間継続することとなった場合には、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に影響を与え、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。また同様に、将来の課税所得の見積りにも影響を与え、繰延税金資産の計上についても見直しを行う可能性があります。

貸 借 対 照 表

(2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**111,997**	**流動負債**	**17,400**
現金及び預金	91,093	支払手形	1,334
受取手形	4,349	買掛金	4,061
電子記録債権	1,323	短期借入金	3,000
売掛金	10,545	未払金	4,610
商品及び製品	1,325	未払費用	552
仕掛品	917	未払法人税等	1,804
未成工事支出金	224	未払消費税等	428
原材料及び貯蔵品	2,007	賞与引当金	1,342
その他	447	役員賞与引当金	71
貸倒引当金	△238	製品保証引当金	89
固定資産	**21,459**	その他	104
有形固定資産	**11,228**	**固定負債**	**2,886**
建物	2,963	預り保証金	1,578
構築物	193	退職給付引当金	101
機械及び装置	143	役員退職慰労引当金	1,207
車両運搬具	10	**負債合計**	**20,287**
工具器具及び備品	49	**(純資産の部)**	
土地	7,849	**株主資本**	**113,168**
建設仮勘定	19	**資本金**	**2,662**
無形固定資産	**89**	**資本剰余金**	**3,137**
ソフトウェア	72	資本準備金	3,137
その他	16	**利益剰余金**	**116,886**
投資その他の資産	**10,141**	利益準備金	455
投資有価証券	12	その他利益剰余金	116,431
関係会社株式	3,658	固定資産圧縮積立金	15
長期貸付金	2,274	別途積立金	107,050
繰延税金資産	1,876	繰越利益剰余金	9,366
差入保証金	864	**自己株式**	**△9,517**
その他	2,278	**評価・換算差額等**	**0**
貸倒引当金	△372	**その他有価証券評価差額金**	**0**
投資損失引当金	△451	**純資産合計**	**113,169**
資産合計	**133,457**	**負債純資産合計**	**133,457**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**75,701**
売上原価		**53,076**
売上総利益		**22,624**
販売費及び一般管理費		**13,536**
営業利益		**9,088**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,621	
為替差益	628	
その他	117	2,367
営業外費用		
支払利息	9	
投資損失引当金繰入額	32	
その他	2	43
経常利益		**11,412**
税引前当期純利益		**11,412**
法人税、住民税及び事業税	3,058	
法人税等調整額	27	3,085
当期純利益		**8,327**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,662	3,137	455	16	100,250	8,781	109,503	△9,517	105,785	△1	105,784
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩				△1		1	－		－		－
別途積立金の積立					6,800	△6,800	－		－		－
剰余金の配当						△943	△943		△943		△943
当期純利益						8,327	8,327		8,327		8,327
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										2	2
当期変動額合計	－	－	－	△1	6,800	584	7,383	－	7,383	2	7,385
当期末残高	2,662	3,137	455	15	107,050	9,366	116,886	△9,517	113,168	0	113,169

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　関係会社株式……総平均法による原価法を採用しております。

②　その他有価証券

・時価のあるもの……事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

・時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

③　たな卸資産

・商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・未成工事支出金……個別法による原価法を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産……定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　31～38年
機械装置及び運搬具　８～９年

②　無形固定資産……定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③　役員賞与引当金……役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④　製品保証引当金……製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき、当事業年度の必要見込額を計上しております。

⑤　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

⑥　役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末必要額を計上しております。

⑦　投資損失引当金……子会社への投資に係る損失に備えるため、財政状態の実情を勘案して必要額を引当計上しております。

⑷　収益及び費用の計上方法

工期３ヶ月超の工事に係る収益の計上について、当事業年度末における進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは施工面積等を基準とした技術進捗率）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

２．表示方法の変更

⑴　貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は1,083百万円であります。

⑵　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

⑴　繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額　　繰延税金資産　2,180百万円（相殺前）

②その他の情報

連結注記表「3．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

⑵　固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　　－

②その他の情報

連結注記表「3．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　11,140百万円

⑵　保証債務

当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、3億30百万円の債務保証を行っております。

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　　721百万円

②　長期金銭債権　　2,274百万円

③　短期金銭債務　　55百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　売上高　　1,462百万円

②　仕入高　　539百万円

③　販売費及び一般管理費　　35百万円

④　営業取引以外の取引高　　1,532百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株　式　の　種　類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普　通　株　式	438千株	－千株	－千株	438千株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	金　額
繰延税金資産	
未払事業税	113
貸倒引当金	187
賞与引当金	410
賞与引当金に対する社会保険料	63
役員退職慰労引当金	369
投資損失引当金	138
関係会社株式評価損	836
減損損失	10
その他	50
繰延税金資産計	2,180
繰延税金負債	
前払年金費用、退職給付引当金	△293
固定資産圧縮積立金	△8
その他	△0
繰延税金負債計	△303
繰延税金資産の純額	1,876

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

⑴　ファイナンス・リース取引（借主側）

該当事項はありません。

⑵　オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	50百万円
１年超	－百万円
合計	50百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	SKK CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注）	－	長期貸付金	1,327
				利息の受取（注）	19	流動資産その他	129

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　41,971.74円

⑵　１株当たり当期純利益　3,088.35円

11．資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上しております。

12．その他の注記

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。そのため、当社は、外部の情報等を踏まえて、今後１年程度にわたり当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

同感染症が収束せず、当該影響が長期間継続することとなった場合には、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に影響を与え、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。また同様に、将来の課税所得の見積りにも影響を与え、繰延税金資産の計上についても見直しを行う可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

エスケー化研株式会社
　　取締役会　御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員
業務執行社員　公認会計士 安 岐 浩 一　㊞
業務執行社員　公認会計士 中 須 賀 高 典　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、エスケー化研株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスケー化研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

エスケー化研株式会社
　　取締役会　御中

ひびき監査法人
大阪事務所
代表社員
業務執行社員　公認会計士 安 岐 浩 一　㊞
業務執行社員　公認会計士 中 須 賀 高 典　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、エスケー化研株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3） 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

エスケー化研株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役） 本　竜　坦　道 ㊞

監　査　役（社外監査役） 古　越　浩　二 ㊞

監　査　役（社外監査役） 濱　名　正　二 ㊞

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

大阪府茨木市中穂積三丁目５番25号　当社本社会議室
電　話　　072（621）7720（代表）

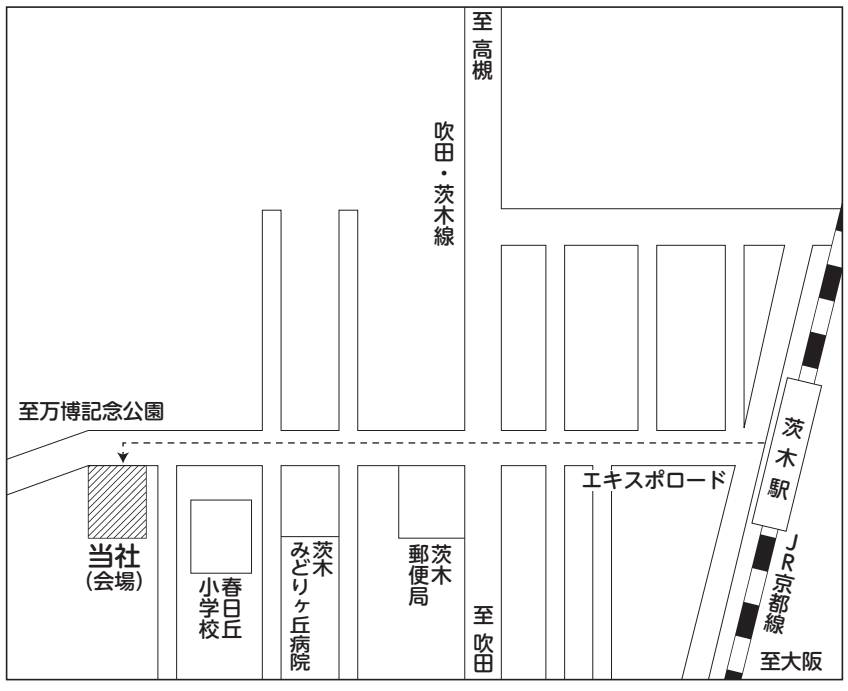

《交　　通》ＪＲ京都線（東海道本線）　茨木駅下車、西口へ出て徒歩約10分。

UD FONT